同志社生活協同組合　ミール定期券利用細則

（通則）

第 1 条　この利用細則は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」の「食事（ミール）用マネー」（以下、「ミール定期券」という）として提供する機能と運用について定めます。

（ミール定期券の定義）

第 2 条　大学生協アプリ（公式）において、同志社生活協同組合（以下、「生協」という）指定した期間及び 1 日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗（以下「指定店舗」という）及び大学生協電子マネー対応機器で食事等を利用することができる機能がミール定期券です。生協電子マネー（ベースマネー）の利用とは別会計の機能です。

（ミール定期券利用方法）

第3条　生協の組合員は、ミール定期券に供する期間に対応する生協が指定した金額（ミール定期券購入代金）を、生協が指定する方法での金融機関口座等を使った支払手続または現金による支払いをおこなうことにより、ミール定期券を利用できるものとします。

2　ミール定期券を利用できる組合員（以下、「ミールユーザー」という）は、生協が指定した利用期間・1 日利用金額（曜日指定 1 日利用金額を含む）（以下、「 1 日利用金額」という）の範囲内で、指定店舗において生協電子マネー対応機器で、ミール定期券での支払により食事等を利用することができます。

3　ミールユーザーは生協所定の手続きを行うことで、大学生協アプリ（公式）または、同志社 IC カードまたは IC 組合員証を利用してミール定期券での支払いをすることができます。

4　ミール定期券の 1 日利用金額の範囲を超えて利用した場合、不足している金額は、自動的に大学生協電子マネー（ベースマネー）から優先して使用されるものとします。

（ミール定期券の利用期間・1 日利用金額・利用可能商品等）

第 4 条　生協は、ミール定期券の利用期間、1 日利用金額及びミール定期券で利用できる指定店舗（営業日程・時間を含む）及び食事等商品の範囲、その他ミール定期券機能の利用にあたって必要な事項とミール定期券購入代金を定め、これを公告するとともに、必要に応じてミールユーザーに通知するものとします。ミール定期券の利用にかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

（ミール定期券の利用範囲外）

第 5 条　ミールユーザーは、以下の商品またはサービスに関してミール定期券では利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

①ミール定期券を利用できる組合員本人以外の者が利用する場合
②指定店舗が営業していない場合、及び営業時間外の場合
③ミール定期券で利用できる食事等商品以外の商品購入の場合
④ミール定期券利用期間・1 日利用金額を越えて利用する場合
⑤スマホ、IC 組合員証の紛失・故障・盗難等によりアプリの利用・決済を一時停止としている場合
⑥停電、故障、通信障害等やむをえない事情により、生協電子マネー対応機器の利用ができない場合
⑦本細則の規定から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合

⑨不可抗力（天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令）などのやむを得ない事情により、指定店舗を閉店した場合

（利用履歴の提供）

第 6 条 ミール定期券の利用履歴（以下、利用履歴という）の一部をミールユーザーもしくはミールユーザーの保護者に提供します。ミールユーザーは、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。

(1)利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。

(2)利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。

(3)利用履歴は、生協が指定する電子媒体（生協の Web サイト「univcoop マイポータル」）で提供し、その利用は、ミールユーザーおよび保護者が申し込みすることで提供します。

(4)生協は、提供した利用履歴の不備などにより、ミールユーザー及び親権者に不利益が生じた場合であってもその損害を補償しません。

（利用履歴提供の終了・中止・変更）

第７条 生協は、ミールユーザーに告知により、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあり、利用者は予め承諾したものとします。前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。

2 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

(1) コンピュータシステムの保守点検

(2) システムの切り替えによる設備更新

(3) 天災、災害、通信障害等による装置の故障

(4) その他予期しない障害の発生

（届出事項の変更）

第 8 条 ミールユーザーは申し込み時に届け出た登録情報に変更が生じた場合、生協に対し所定の届出を遅滞なく行うものとします。

2 前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミールユーザーが負担するものとします。

（ミール定期マネーの利用停止）

第 9 条 ミールユーザーは、次のいずれかに該当した場合、生協が当該組合員のミール定期マネーの利用停止（無期限・一時）することができることを承諾するものとします。

(1)ミールユーザーが、組合員資格を失った場合

(2)申し込み時や届出変更時に、虚偽の申告を行った場合

(3)本細則ならびに別に設ける「大学生協アプリ（公式）利用規約」に違反した場合

(4)ミールユーザーが自身のミール定期券を第三者に貸与または譲渡した場合

(5)ミールユーザーが自身のミール定期券を使って第三者へ他人への食事の利用（いわいるおごり）をした場合

(6)生協が設ける期限までに、ミール定期券購入代金を支払わなかった場合

（返品・返金の禁止）

第 10 条　ミール定期券で購入した食事等の商品についての返品・返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合の他は、受け付けないものとします。

（解約等による払戻し）

第 11 条「大学生協アプリ（公式）利用規約」により大学生協電子マネーは払戻しを原則禁止とします。ただし、以下の条件を満たすものに限り、払戻しができるものとします。

2　ミールユーザーが、親権に服する子である場合は、親権者の了解が事前にあることを条件とします。

3　ミールユーザーが、ミール定期マネー利用期間中において解約する場合、大学生協はミールユーザーから所定の手続きによる申し出を受けて、所定の計算に基づき残高を払戻しすることとします（別表１）。なお、算出した金額がマイナスとなった場合は、払戻しはありません。

4　ミール定期券は、生協指定の金額・方法で申込み及び支払いを行い、生協がその申込みを承諾した日から 8 日間以内であればクーリングオフ（解約）ができます。4 月 1 日以降の申込みで役務提供開始前である場合も 8 日間以内であればクーリングオフ（解約）ができます。

（解釈等）

第 12 条　この細則に定めのない事項及び規則の解釈に疑義が生じた場合は、専務理事が決定します。

（細則の改廃）

第 13 条　生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本細則を改廃することができます。

2　前項について、生協は、本細則を改廃する旨、改廃後の本細則の内容及び改廃の効力発生日について、改廃の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、ミールユーザーへの周知を図ります。

(1)店舗での掲示

(2)Web サイトへの掲示

3　本細則の改廃は、専務理事が行います。

【付則】

１．この細則は 2025 年度ミール定期券申込みより適用します。

2023 年 1 月 1 日制定（IC カード利用規則から分離制定）

2024 年 4 月 1 日一部改正

2024 年 11 月 1 日一部改正

別表 1

ミール定期券の払い戻し方法

①　＜計算方法＞　ミール定期券販売価格　－（ミール定期券利用総額＋手数料 3,000 円）

②　＜払戻方法＞　利用期間終了後に返金額を生協電子マネーにて返金。